

多治見市新火葬場建設候補地選定に係る絞込状況

1. 状 況

第 1 回委員会（委員会の進め方等の確認）、第 2 回委員会（先進地視察）を経て、第 3 回委員会（6 月 28 日開催）より候補地の具体的な絞込み作業に着手しました。

第 3 回委員会においては、下記のステップにより、市有地を対象として必要面積ベース（8,000 m²以上）に基づき抽出した 227 筆から、34 箇所（93 筆）に絞り込む作業を実施しました。

その 1）市所有データから、1,000 m²以上の土地：1,278 筆（旧多治見市分：994 筆、旧笠原分：284 筆）について、隣接する市有地と複合しても 8,000 m²に満たない土地を除外し 227 筆に絞る。

その 2）8,000 m²以上の 227 筆について、その土地形状（土地の形や傾斜等）や利用状況（利用されている等）上、明らかに不適なもの及び保安林を除外し、34 箇所（93 筆）に絞る。

※選定（除外）基準：1）土地のかたち、

2）既に利用されている又は利用計画がある、

3）急傾斜地である、

4）保安林である、

なお、現地確認作業の実施に先立ち、次の理由に基づき、現地確認作業を行わないこととした候補地がありますので、その方向性につき本日の委員会においてご検討・ご確認いただきたい。

その 1）34 箇所に絞り込む段階において、除外する基準（土地のかたち、既に利用されている等）に該当していたことが新たに判明した候補地・・・11 箇所（別添資料 3 の 1）

その 2）現地確認を実施するに際して、新たに設けた基準（急傾斜地崩壊危険箇所・区域及び土石流危険渓流・区域の双方指定地）に該当する候補地・・・8 箇所（別添資料 3 の 2）

以上の基準により除外した候補地を除く 17 箇所について、第 4 回委員会（8 月 3 日開催）、第 5 回（9 月 27 日）、第 6 回（10 月 9 日）及び 11 月 15 日における現地確認作業を実施しました。

現地確認を実施したなかで、急傾斜地崩壊危険箇所・区域及び土石流危険渓流・区域等であることが判明した候補地や、その後他の利用計画があることが判明した候補地を除外するなど調整を行った結果、市有地については 15 箇所となりますがご検討・ご確認いただきたい。

民有地については、市役所内部で把握している土地のうち、火葬場候補地として可能性があると思われる現火葬場隣接地（長瀬町地内）の土地所有者に対し、第 6 回委員会が終了した後、火葬場建設候補地のひとつとして検討することについての可否を確認させていただいたところ、検討することの了解が得られております。

また、光ヶ丘 5 丁目地内、旭ヶ丘 9 丁目地内の民有地 2 ヶ所について、土地所有者から火葬場候補地として検討に加えて欲しい旨の申出があります。

これら民有地の候補地について、本委員会の了承が得られれば、市有地 15 箇所と合せて検討していくこととし、第 7 回委員会（本日）においては、市有地 15 箇所に民有地 3 箇所を加えた 18 箇所（別添資料 3）について、更なる絞込みを実施したいと考えていますので、ご検討いただきたい。